

Title	〔行政法三〕自動車運轉口許停止期間經過後における同停止處分取消の可否 (昭和三二年三月二八日山口地裁判決)
Sub Title	
Author	金子, 芳雄(Kaneko, Yoshio)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.5 (1959. 5) ,p.67- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590515-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔行政法 三〕 自動車運轉免許停止期間經過後における

同停止處分取消の可否

昭和三十三年三月二十八日山口地裁判決
行政事件裁判例集八卷三號四七四頁
第五號運轉免許停止處分取消請求事件

【判示事項】 一、運轉免許停止處分取消請求につき右停止期間經過後實體的に判断して棄却した事例

二、運轉免許停止處分取消請求の關連請求である免許證の還付請求が、基本請求たる處分取消請求が理由がないという理由で棄却された事例

【参照條文】 道路交通取締法七條、九條等

【事實】 Y縣公安委員會は、「原告が飲酒酩酊して普通貨物自動車運轉し、タクシーと衝突事故を起しその運轉者Mに全治十日間の傷害を、相手方自動車に對し金二十五萬圓相當の損害を夫々與えた」ゆえをもつて、「九十日間原告の運轉免許を停止する」旨の處分をなした。

これにたいし、原告Hは、飲酒酩酊し普通貨物自動車運轉したことなく、また、道路交通取締法第七條第一、二項に規定する無謀操縦をなした事實もない。さらに、本件衝突は相手方自動車運轉者たる訴外Mの業務上の過失にもとづくもので、原告Hに過失ありた

りといえない。すなわち、原告が運轉する自動車が、訴外Mの運轉する自動車に衝突したものでなく、訴外Mの自動車が原告自動車に衝突したことを、ブレーキ使用による車輪跡（車輛のスリップ状態）、Mの傷害状況等より主張する。

このゆえに、被告公安委員會のなした原告にたいする運轉免許停止處分は違法である。

また、かかる免許停止處分は、一應、被告行政廳の裁量行爲にぞくするも、右處分は裁量の限界をいちじるしく逸脱し、違法たるをまぬがれない。

このような理由にもとづき、原告は運轉免許停止處分の取消をもとめるとともに、關連請求として被告にとりあげられている原告の自動車運轉免許證の還付をもとめ、本訴請求におよぶ。

これにたいし、被告は、原告の飲酒酩酊してした事實、衝突が原告の過失にもとづく理由を指摘し、これは道路交通取締法第九條第五項に該當するゆえ、被告の處分は違法でないという。また、當該

處分をもつて自由裁量の限界逸脱とする原告の主張にたいし、原告の行爲は道路交通取締法第七條第二項第三號に規定された無謀操縦にあたる。そして、本處分は、「運轉免許等の取消停止又は必要な處分を行う場合における基準等」をさだめる總理府令にてらし決定されたものゆえ、自由裁量の範圍を逸脱した違法のものといえない、という。

【判旨】 請求棄却。原告に過失ありたりや否やの事實認定。原告は衝突當時事故現場においてなお酒氣をおび、相手方運轉者を大聲で罵聲する等、相當酔つていたことが外觀上認められる。つきに衝突現場たる交叉點において、運轉者は速力低減等事故發生防止のため萬全の處置をとらねばならない。しかるに、本件事故は、原告の制限速度をこゆる高速力のため、急停車がまにあわず衝突をまねいた。なお、このさい、訴外Mの右側通行という過失ありたりとす

【評釋】 判旨正當。本件解決のための主なる問題點とし、左の三をあげうる。

① 原告に過失ありたりや否やの事實認定。

② 免許停止期間後、同處分取消につき訴の利益ありや否や。

③ 本件事故につき、九十日間の免許停止處分は、はたして、自由裁量の範圍を逸脱しているものか否か。

まず第一點につき、裁判所が既述のごとく事實を認定した以上、これに評釋をくわえるべき餘地はない。換言すれば、評すべき十分の資料をもたぬ者としては、認定事實の是非を論じえない。したがつて、本評釋はこの事實認定に基礎をおく。

第三點につき考察するに、原告の行爲は、道路交通取締法第七條第二項第三號にいう無謀操縦に該當し、かつ、過失により交通事故をおこした以上、運轉免許停止處分は、同法第九條第五項に規定するところである。かかる法律の條文を根據と

るも、右原告の注意をおこたつた點は否定しえない。よつて、原告にも過失あることをみとめざるをえない。

右認定した事實にもつきなした被告行政廳の運轉免許停止處分は、道路交通取締法第九條第五項に徴し違法でない。また、同停止期間を九十日と決定した點が「運轉免許の取消停止又は必要な處分を行う場合における基準等」をさだめる總理府令（昭和二十八年十一月二十日總理府令第七十五號）、および、道路交通取締法施行令第六十條にもつくととき、この處分は裁量の範圍を逸脱したものでいいえない。しかるとき、被告のおこなつた處分は違法といえない。ゆえに、原告請求は失當とし棄却すべく、また、關連請求たる免許證還付の請求も、その基本請求が認容されなからきり棄却すべきものである。

し乍ら、具體的停止期間が前記總理府令の基準にもとづき、また、道路交通取締法施行令第六十條の免許停止期間の最長期間にかんする制約をこえない以上、かりに裁量を誤りたりとしても、違法性をみちびくほどの誤りとは断定しえない。したがつて、この點判旨妥當とかんがえる。

最後に第二の點。本件は免許停止期間經過後、同停止處分にかんする實體審査をなしている。これは、免許停止期間經過後といえども、同停止處分を取消す訴の利益をみとめているにほかならない。この點、本判決はとくに注目し値する。

一體、行政事件訴訟における抗告訴訟は、訴の類型上、一種の形成の訴にぞくするといわれている（たとえば、雄川一郎・全集——五八頁。なお、これにたいする反對）。この形成の訴にかんし民事訴訟では、訴の利益をあまり問題としない。民事訴訟における形成の訴は、特に法律によりてみとめられた場合のみみとめられ、その法定された要件の充足を主張するかぎり、訴の利益はあるものと解される。かかる個別具體的な法律規定にたいし、行政訴訟においては、「行政廳の違法な處分の取消又は變更に係る訴訟」という規定（行政事件訴訟（特例法第一條））を根據として抗告訴訟をみとめる。このように、民事訴訟の場合と比較し、一般的抽象的規定を根據とするゆえ、とくに訴の利益を検討する必要もあり、かつ、これにかんする疑問も種々おこつてくる。

さて、抗告訴訟における訴の利益とは、違法行政行為の存在を前提とし乍ら、かつ、これを取消すべき具體的利益あることをいう。そして、なにをもつてこの「取消すべき具體的利益」とするかにつき、多くの判決例があらわれている。このうち、とくに本件類似の判決例を若干あげる。Ⅰ議員の任期満了後議員除名議決の取消訴訟は訴の利益なし（最高裁判二七・二・一八八頁）。Ⅱ選舉又は當選訴訟係屬中議會が解散された場合は本件訴の利益喪失（最高裁判二七・二・二五判決、民集六卷二號）。Ⅲメーデーのため皇居外苑使用不許可處分につき期日經過後は訴の利益なし（最高裁判二八・二・二三判決、民集七卷一三號一五六一頁等）。要するに、行政行為がなされた後、日時を経過により當該行政行為がその實質的存在を失つている場合には、これを取消す利益はない（雄川・前掲書、一八七頁）。

とする。

本件のごとき、運轉免許停止處分取消にかんする訴訟において、右述の判例傾向にしたがい、停止期間経過により、停止處分を取消すべき具體的利益がなくなるとした判例、仙臺地方裁判所昭和三十一年一月二十八日判決(行裁例集七卷一)もある。しかし一方、期間が経過するも、なお當該行爲はその實質的存在を失わない、すなわち、停止處分を取消すべき具體的利益があるとする判決もそんなる。たとえば、この種のものとして、大阪地方裁判所昭和三十〇年九月三〇日決定(行裁例集六卷九)をあげうる。しかし、この決定においては、「本件運轉免許停止處分が申立人にとつて償うことができなない損害を避けるため緊急の必要があるか否かにつき按ずるにたとい本件停止期間を経過してもなお、右取消訴訟を求める實益はあり……」(前掲・二二〇八頁)とのみ、如何なる理由により實益ありやが明かにされていない。しかし、その後の同種判決(東京地裁昭三二・二二・二〇二二九)は、運轉免許停止期間経過後において、同處分を取消すべき訴の利益ある理由をあきらかにしている。「およそ自動車運轉免許停止處分がその免許停止期間中被處分者をして自動車の運轉を禁ずる効果を有することはいうまでもないところであるが、右處分はその性質上被處分者に對する制裁處分にはかならないのであるから右効果と同時に被處分者の名譽信用等の人格的利益を侵害する効果をも有するものといわねばならない。しかも右のような處分を受けた場合にはその旨が免許證に記載される(道路交通取締法施行令第六十三條第一項)ことを考えると右のような人格的利益の侵害状態は單に免許停止期間内に止らず右期間経過後もなお残存するといふべきである(かような侵害状態が残存するから將來の違反の場合の制裁處分にひび)。そして右のような人格的利益も法律上保護さるべき利益であることはいふまでもないことであるから、違法な運轉免許停止處分を受けた場合にはたとえ免許停止期間を経過してすでに停止期間中運轉可能な状態を再現することが不可能となつたため右状態の回復を求める利益を失つたとしても、少くとも前述のような人格的利益の違法は侵害状態を排除するために右處分の取消を求める利益を有するものと考えなければならぬ。よつて本件訴は運轉免許停止期間経過後當裁判所に提起されたものであるけれ

ども訴の利益がある」(前掲・二)(二九七頁)。

運轉免許停止處分がかかる二重の目的をゆうするとみる以上、主たる目的たる運轉禁止が停止期間経過により取消しえなくなつても、制裁的意味をもち免許證に記載される停止處分にかんする文言は期間経過によりても、取消しうる可能性と必要性をもつ。かくみてくると、運轉免許にかんする本件等は、既述Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの判決例と同一に論じえない。ゆえに、運轉免許停止期間経過後といえども、實體審査をなし、しかるのち棄却した本判決の態度は妥當なるものとかんがえる。

(金子 芳 雄)

〔勞働法 五〕 取引會社および融資先からの強要により

組合の執行委員長を解雇した場合と不當勞働行爲の成否

(昭和三十三年一月二四日東京地裁判決
昭和三十三年(モ)四・四九號不當勞働行爲事件
判例時報一七七號二八頁、勞働法律旬報別冊三三三號、勞働經濟判例速報一〇卷三號)

〔參照條文〕 憲法二八條、勞組法七條

【事實】 被申請人である山惠木材株式會社は、東京新宿木材市場株式會社(以下市場會社という)からその市場内において販賣場所および資金の提供をうけながら木材の取次販賣を營業している。申請人藤田幸男は、山惠木材株式會社の従業員であり、そのうえに山惠木材株式會社の従業員および同一市場内の同業者である佐藤木材株式會社の従業員などによつて組織されていた合同勞組の執行委員長でもあつた。

たまたま昭和三十三年三月一〇日頃佐藤木材株式會社は、經營不振

を理由として解散し、従業員全員を解雇する旨發表するとともに、

四月八日頃からは従業員の就業を拒否した。そこで合同勞組は爭議行爲に突入し、佐藤木材の建物、市場會社の材木置場等に「權利を主張しよう」と題するビラを貼りあるいは配布した。そのビラの内容は、市場會社、關係問屋に勞働基準法違反殊に殘業の割増賃金の未拂の事實があり、このような勞働基準法違反をなくせよという趣旨のものであつた。ところが市場會社の大西社長その他の會社幹部は、山惠木材株式會社の松本社長を招致して、合同勞組の配布したビラのうち一部の内容が、事實無根のことを誇大に宣傳している點